

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「歴史まちづくり法」という。）第12条第1項の規定により歴史的風致形成建造物に指定された建造物の所有者等は、同法第16条により適切な管理が義務付けられている。また、指定対象物件として、別の法律または条例に基づき指定や登録となっている建造物については、その価値を明らかにして、適正な維持・管理を行う。

歴史的風致形成建造物は、歴史的風致維持向上のために、積極的な公開、活用を図るものとする。特に公開に関しては、外部から望見できる範囲だけでなく、可能な範囲で内部公開を行う。また、歴史的建造物の特徴を示す意匠や構造形式などの保存または復原に努める。

1) 個別の事項

県、市の文化財保護条例に基づく文化財建造物は、建造物の外部、内部ともに復原または現状維持を基本とする。文化財建造物を維持・保存するための修理については、痕跡に基づく修理を原則とする。

登録有形文化財（建造物）、市景観重要建造物、また郡上市の歴史的風致の維持・向上を図るうえで重要なもので、市長が必要と認めたものについては、外観の復原または現状維持を基本とする。

県、市の文化財保護条例に基づく史跡は、現状保存または復旧を基本とする。

2) 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項の規定により増築、改築、移転及び除却を行う際には、30日前までに届出を行う義務がある。同条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出不要の行為は以下の場合とする。

- ① 登録有形文化財で、文化財保護法第64条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合。
- ② 岐阜県文化財保護条例第3条第1項に基づく県重要文化財で第5条の3第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。
- ③ 岐阜県文化財保護条例第7条の6第1項に基づく県重要有形民俗文化財で、第7条の8第1項に基づく現状変更等の届出を行った場合。
- ④ 岐阜県文化財保護条例第8条第1項に基づく県記念物で、第10条の2第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。

- ⑤ 郡上市文化財保護条例第3条第1項に基づく市重要文化財で、第6条第1項第4号に基づく現状変更等の届出を行った場合。
- ⑥ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合。又は、届出を行った場合。